各検疫所 御中

医薬食品局食品安全部監視安全課 輸入食品安全対策室

## モニタリング検査の強化について (中国産シソ及びその加工品)

平成19年度輸入食品等モニタリング計画については、平成19年3月30日付け食安輸発第0330005号(最終改正:平成19年9月21日付け食安輸発第0921001号)に基づき実施しているところです。

今般、モニタリング検査の結果、中国産生鮮シソにおいて食品衛生法違反の事例があったことから、下記の食品については、食品衛生法違反の蓋然性を判断する目的で、残留農薬に係るモニタリング検査の頻度を30%に引き上げて対応するので、検査の実施方よろしくお願いします。

記

1 対象食品

中国産シソ及びその加工品(簡易な加工に限る。)

- 2 検査項目及び検査頻度
- (1) SHANGHAI YESHENG AGRICULTURAL PRODUCTS CO., LTD.の輸出した1の食品が輸入届出された場合は、貨物を保留の上、輸入者に対し、ジフェノコナゾールに係る自主検査を実施するよう指導すること。
- (2) 1の食品について、残留農薬(ジフェノコナゾールを含む。)に係るモニタ リング検査の頻度を30%に引き上げて対応すること。

## (参 考)

- 1. 品 名: 生鮮シソ
- 2. 生產国:中国
- 3. 輸 出 者: SHANGHAI YESHENG AGRICULTURAL PRODUCTS CO., LTD.
- 4. 検査結果:ジフェノコナゾール 0.8ppm (基準値:0.2ppm)
- 5. 検 疫 所:成田空港検疫所(届出受付番号:第21014837200号1欄)
- 6. 輸入者:株式会社まる